## 茨バス協だより

## ◎ねんりんピックバス輸送について

本年11月10日(土)から13日(火)までの間、県内において、全国の60歳以上の方々を中心とするスポーツ、文化、芸術の祭典である「ねんりんピック茨城2007」が開催されます。10日の笠松運動公園での開会式をはじめ、県内各地での競技が予定されておりますが、全国各地からご参加いただく皆様方にとって本大会が心温まるものとなり、目的が十分達成されますようバス輸送の面から、協会員総力挙げて対応することとなっております。

## ◎飲酒運転事案について

14年7月にバスの飲酒運転事案が発生し、以来、バス協会として「飲酒運転防止対策マニュアル」により再発防止対策を執ってきましたが、その後も23件の事案が発生。過去の事案は、運転者が運行管理者の目をくぐり抜けて発生したものが多く、18年度は、運行管理者自身の不適切な点呼により発生した例が目立ちます。アルコールチェッカー等の適正な活用を図り、今後とも、運行管理体制の徹底と統一した取扱いが出来るよう研修等を実施して対応に誤りの無いようにして行く必要があります。

### ◎国民保護法について

茨城県バス協会は、武力攻撃事態等による国民の保護のための措置に関する法律「国民保護法」の規定に基づく指定地方公共機関として茨城県知事から指定を受けております。

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、国民の保護に関する業務計画で定める ところにより、業務の範囲内で必要な措置を実施することとなっております。業務計画で は、都道府県の計画に定める基準に基づき作成することとなっているため、この度、茨城 県の指導を得ながら茨城県バス協会の国民保護に関する業務計画を作成しました。

バス協会として行うことは、基本的には有事の際、国に事件、テロ等があって国民の避難等を行う必要があるときに、バス輸送の協力を会員にお願いすることなどであります。 会員におかれては国民保護計画の内容をご理解いただき、計画の実施につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

#### ◎道路運送法車両の保安基準の「非常信号用具の取付位置の見直し」について

バスの非常信号用具を備え付ける位置を、これまでの「運転者席または運転者の乗降口において直接確認できる箇所に備えること。」に加えて、ラベルを貼付すること等により、当該格納場所を明確にした場合は、ドアポケット、グローブボックス等に備え付けても良いこととなりました。

## ◎平成19年度茨城県交通安全県民運動について

この度、「茨城県交通安全県民運動推進要綱」が制定され、19年度は、この要綱により取り扱われることとなりました。春の交通安全運動についても、今回は、統一地方選挙の実施時期の関係等でほぼ1ヶ月遅れの5月11日から20日までに行われることとなりましたが、運動期間前の4月の児童などの入学期には、慣れない学童の道路横断等があるために、運転にはさらに細心の注意を払うことが必要です。乗務員教育の徹底をお願いいたします。

### ◎京都御所付近の駐停車違反取締りについて

会員事業者、数社が運輸支局から呼び出しを受けています。理由は、最近における京都市内の駐車違反取締りの強化等により、当協会の会員バスが道路交通法違反により摘発され運輸支局からも注意を受けるという事例が発生しております。駐車場等の確保については、事前に十分に調査し、違法駐停車等の無いよう対応されることが必要です。

### ◎国土交通省と労働基準監督機関等との連繋強化について

従来の、国土交通省が行う監査を通じての労働基準法および改善基準等についての違反の都道府県労働局への通報に加え、最低賃金法違反の疑いがあると認められた場合にも通報する制度となりました。また、新たに旅客自動車運送事業従事者の適切な労働条件を確保するため、社会保険および労働保険への未加入状況について、地方社会保険事務局又は都道府県労働局への通報制度が創設されました。

# ◎新バリアフリー法に伴う聴覚障害者対応について

18年12月に新バリアフリー法が施行。新たに導入される路線バスは、聴覚障害者の筆談具の備え付け及びその旨の車内表示が義務づけられました。車内表示の様式については、現在、国で検討中ですが、日本バス協会では当該様式が決まり次第、全国の路線バスに貼付できるよう車内表示用ステッカーを作成・配付する予定です。

筆談具は、筆談できるものであれば良いことになっているので、筆談用のバインダーやホワイトボード、ノート、あるいは紙でも良いことになっておりますが、当バス協会では使用しやすく、装備に適する物を配付したいと考えております。

#### ◎移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について

乗合バスは、新バリアフリー法により、「移動円滑化のために必要な旅客の施設又は車両の構造及び設備に関する基準を定める省令」が18年12月に施行され、国は基準適用除外の認定を申請することが出来る自動車が下記のとおり決められたところであります。

1. 地形上の理由により、自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車 (道路の勾配、踏切の構造等により車体と道路が接触する場合)

- 2. 高速バス、定期観光バスその他床下に収納スペースを必要により低床化が困難、かつ 通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることが出来ない自動車
- 3. 幅2. 1メートル以下の自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上、移動円滑化 基準への適合が困難な自動車
- 4. 平成12年11月14日までに自動車検査証の交付を受けた自動車(平成13年3月31日までに購入した中古車)
- 5. 前号各号に掲げたほか、その構造により運行の態様により移動円滑化基準に適合出来ない特別の事由がある自動車。等であります。

## ◎バス検査証の備考欄への記載に係る協力依頼について

高速道路(最高速度60キロ超)を運行するバスには、立席定員が認められていないが、その旨を明確にするため、乗車定員欄に立席定員を除く乗車定員数が1月以降に製作されたバスに記載されることとなりました。

高速道路を運行する場合には、客席にもシートベルトを備えなければならないが、一般道路のみを運行する路線バスのように客席にシートベルトを着けていないバスについては、その旨を明確にするために、備考欄に「高速道路において運行しない自動車として保安基準に適合」と記載することとなりました。

(昭和62年9月1日以降の制作車、輸入車は63年4月1日以降製作のバスが該当) 一部の首都高速などにおいて、立席のまま、相当のスピードで運行している先例がある が、それらは基準緩和認定を受ければ運行が可能です。

# ◎ 自動車点検基準の一部改正省令等の施行について

標記について、国土交通省自動車交通局技術安全部整備課長から日本バス協会を通じて、 別紙のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。今般の改正で、バスに関するもの は、下記のとおりです。

記

- (1) 日常点検において、ホイール・ナットの脱落・緩みや、ホイール・ボルトの折損等 の異常がないかを点検すること。
- (2) 3月定期点検において、「ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩みの点検」時に、 規定トルクで締め付けること。
- (3) 12月定期点検において、ディスク・ホイールを外してホイール・ボルトを細かく 点検すること及び取り付ける際には規定トルクでホイール・ナットを締め付けるこ と。
- (4) タイヤ交換の注意事項として、規定トルクでホイール・ナットを締め付けること及 び誤組みをしないこと。

以上